

所得稅關係

目 次

○ 令和元年度税制改正に伴う所得税基本通達の主な改正事項について

- I 所得税法第 23 条から第 35 条まで（各種所得）共通関係（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の改正（改正後：特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税）） 1
- II 所得税法第 48 条の 2（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価方法）関係 7
- III 所得税法第 203 条の 3（徴収税額）関係（公的年金等に係る源泉徴収の改正） 14

○ 令和元年度税制改正に伴う租税特別措置法通達（所得税）の主な改正事項について

- I 措置法第 11 条（特定設備等の特別償却）関係 19
- II 措置法第 41 条（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）関係 25

令和元年度税制改正に伴う 所得税基本通達の主な改正事項について

I 所得税法第23条から第35条まで(各種所得)共通関係(特定の取締役等が受ける 新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)

【税制改正の概要】

1 改正の内容

中小企業の事業継続力の強化や経営の承継の円滑化を内容とする中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案が、第198回国会に提出され、令和元年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第21号として公布されています。この法律による中小企業等経営強化法の改正により、ベンチャー企業が社外の高度人材を活用して成長を実現していくことを支援するため、一定の要件を満たす中小企業者等が社外の高度人材(プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等)を活用して新事業分野を開拓する計画の認定制度を創設し、認定を受けた者に対し金融支援を行うこととされていますが、税制上の支援として本特例の適用対象に一定の要件を満たす社外高度人材が追加されました。

具体的な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 適用対象者の拡充

本特例の適用対象者の範囲に、株式会社又は法人の取締役、執行役及び使用人である個人以外の個人で次に掲げる要件を満たす者(以下「特定従事者」といいます。)が追加されました(措法29の2①)。ただし、取締役等の相続人(権利承継相続人)が新株予約権を相続する場合と異なり、特定従事者から新株予約権を相続した相続人がその新株予約権の行使をする場合には、本特例の適用を受けることはできません。

なお、この特定従事者はこの特定従事者に新株予約権を付与する株式会社と雇用関係等がなく独立した者であること、特定従事者が本特例の適用を受けて実質的に繰り延べる経済的利益は事業所得等に該当すると考えられること及び新株予約権の行使により取得した株式の譲渡は長期間が経過した後に行われることも考えられること等を踏まえ、その適用により繰り延べる経済的利益に対して株式の譲渡時に適正に課税を行うために、適用対象者は次のハのとおり居住者に限定されるとともに、下記(2)のみなし譲渡課税の制度が措置されています。

イ 中小企業等経営強化法第13条の認定新規中小企業者等に該当する株式会社が認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画(新株予約権の行使の日以前に

認定の取消しがあったものを除きます。)に従って行う社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材であること。

ロ 認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って新株予約権を与えられる社外高度人材であること。

ハ 認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施時期の開始の日から新株予約権の行使の日まで引き続き居住者であること。

ニ 付与決議のあった日においてその株式会社の大口株主又は大口株主の特別関係者に該当しないこと。

(注1) 上記の用語の意義は次のとおりです。

1 上記の「認定新規中小企業者等」とは、社外高度人材活用新事業分野開拓を行おうとする新規中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する新規中小企業者等をいいます。以下同じです。）で、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を作成し、その計画が相当である旨の認定を受けたものをいいます。ただし、資本金の額その他の事項について一定の要件を満たす会社に限られています（中小企業等経営強化法13）。

2 上記の「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」とは、1の認定に係る計画（変更の認定があったときはその変更後のもの）をいいます（中小企業等経営強化法9②）。

3 上記の「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする一定の者から投資及び指導を受け、社外高度人材（新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者で、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する一定の者をいいます。）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます（中小企業等経営強化法2⑧）。

(注2) 新株予約権の行使の日までに、国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）により居住者でなくなった場合や、認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定の取消しがあった場合には、本特例の適用を受けることはできません。

なお、上記1(1)の年間の権利行使価額の限度額は、特定従事者に与えられた新株予約権の行使に係る権利行使価額を特別に区分することなく、権利者（取締役等若しくは権利承継相続人又は特定従事者をいいます。以下同じです。）としてその年において行使する特定新株予約権に係る権利行使価額の合計額をもって判定することになります。

(注3) 本特例の適用対象から旧商法の新株引受権及び株式譲渡請求権が除外されたことから、「特定新株予約権等」は「特定新株予約権」に名

称が変更されました。以下同じです。

(2) 特例適用者が国外転出をした場合のみなし譲渡課税制度の創設

特例適用者が国外転出をする場合には、その国外転出の時に有する特定株式（取締役等の特定株式を除きます。）のうち一定の要件を満たす株式（以下「特定従事者の特定株式」といいます。）については、その国外転出の時に、権利行使時価額による譲渡があったものと、その特例適用者については、その国外転出の時に、その権利行使時価額をもってその特定従事者の特定株式の数に相当する数のその特定従事者の特定株式と同一銘柄の株式の取得をしたものとそれぞれみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例その他の所得税に関する法令の規定を適用することとされました（措法29の2⑤）。

(注1) 特例適用者の国外転出に伴い、上記のみなし譲渡課税に加え、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60の2）の適用を併せて受けることもあります。

(注2) こののみなし譲渡課税は、取締役等の特定株式については適用されません。したがって、特定従事者が特定新株予約権の行使により取得した株式その他これに類する株式が対象となります。

2 適用関係

上記の改正は、取締役等又は特定従事者が中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（以下「施行日」といいます。）以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権に係る株式について適用し、取締役等が施行日前に行われた付与決議に基づき締結された契約により与えられる特定新株予約権等に係る株式については従前どおりとされています（改正法附則33）。

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分)

23～35共—6 発行人から令第84条第2号各号に掲げる権利を与えられた場合（同項の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～25共—6の2において同じ。）の当該権利の行使による株式（これに準ずるものを含む。以下23～35共—9までにおいて同じ。）の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) 令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行人（外国法人を含む。）と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。

イ 発行人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき 給与所得

とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項((特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項に規定する「特定従事者」にその者の営む業務に関連して同項に規定する特定新株予約権が与えられた場合（雇用契約又はこれに類する関係にない場合に限る。）において同項の適用がないときは、上記に該当することに留意する。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(2) 令第84条第2項第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行法人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

※ 下線部分は改正箇所

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)

23～35 共―6の2 発行法人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合の当該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該権利の行使により取得した株式の取得についての申込みをした日による。ただし、同項第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合において、当該権利に係る株式の取得についての申込みをした日が明らかでないときは、当該株式についての申込期限による。

なお、株式を取得する権利を与えられた者が当該株式の取得について申込みをしなかったこと若しくはその申込みを取り消したこと又は払込みをしなかったことにより失権した場合には、課税しない。

(株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合)

23～35 共―7 令第84条第2項第3号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額を

決定する日の現況におけるその発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。

(注) 1 社会通念上相当と認められる価額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね 10%相当額以上であるかどうかにより判定する。

2 株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況における株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前 1 月間の平均株価等、当該株式と引換えに払い込むべき額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

(株式等を取得する権利の価額)

23～35 共—9 令第 84 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる権利の行使の日又は同項第 3 号に掲げる権利に基づく払込み若しくは給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。）における同条第 2 項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

(1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合当該株式につき金融商品取引法第 130 条の規定により公表された最終の価格（同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2 以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。）とする。

(2) これらの権利の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額とする。

(3) (1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（イに該当するものを除く。） 金融商品取引所又は日本証券業協会の内

規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

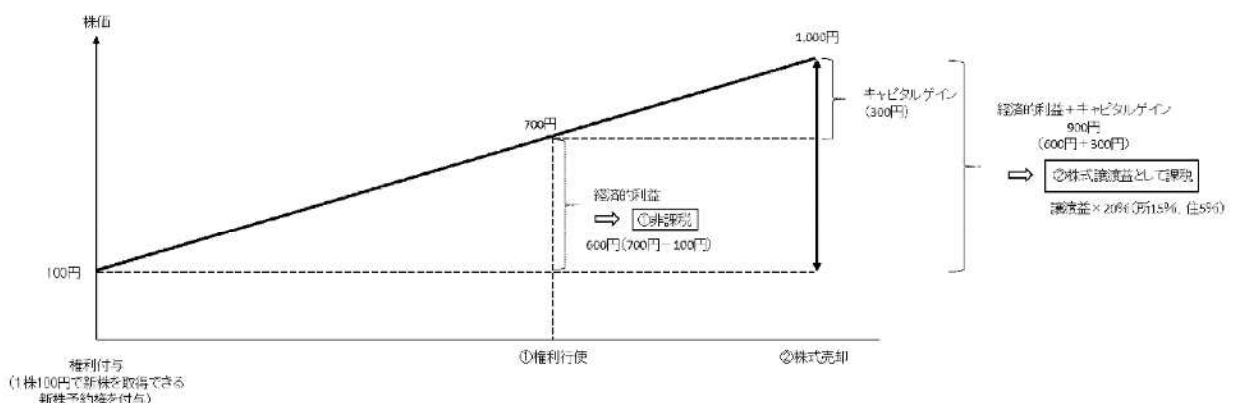
ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

【参考】

ストックオプション税制の概要 (改正前)

株式会社の取締役・使用人等に付与されたストックオプションについては、年間権利行使価額が1,200万円以下であること等、一定の要件を満たした場合、①権利行使時には課税されず、②株式売却時にまとめて譲渡益課税とする特例が設けられている(適格ストックオプション制度)。



A 適用対象者

- ・ 自社の取締役、執行役又は使用人
- ・ 50%超保有の関連会社の取締役、執行役又は使用人

B 税制適格ストック・オプションの要件

- ① 権利行使は付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までに行わなければならないこと
- ② 年間権利行使価額は、1,200万円を超えないこと
- ③ 権利行使価額が当該権利付与の契約締結の時点における株価以上の金額であること
- ④ 新株予約権について譲渡制限があること
- ⑤ 権利行使に係る株式の発行が、付与決議に反しないで行われること
- ⑥ 権利行使により取得した株式は一定の方法により金融商品取引業者等の振替口座簿へ記載等がされること
- ⑦ 日本の会社法及び旧商法によるストックオプションであること

II 所得税法第48条の2（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価方法）関係

【税制改正の概要】

1 改正の内容

企業会計基準委員会が、仮想通貨に関して、平成30年3月14日、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を公表したことに伴い、令和元年度税制改正において、法人税における仮想通貨の評価の方法等の取扱いについて規定されました。このような状況を踏まえ、所得税では、仮想通貨の評価の方法等を法令上明確化することとされました。

具体的な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法

① 概要

居住者の仮想通貨につきその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年12月31日（その者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。下記④ハを除き、以下同じです。）において有する仮想通貨（以下「期末仮想通貨」といいます。）の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、下記⑤の法定評価方法（総平均法）により評価した金額）とすることとされました（所法48の2①、所令119の2①）。

(注) 上記の「仮想通貨」とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する仮想通貨をいいます。以下同じです。なお、第198回国会において成立した情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号。以下「資金決済法等改正法」といいます。）により資金決済に関する法律が改正され、仮想通貨は暗号資産に呼称が変更されます。資金決済法等改正法の附則により所得税法も改正され、上記の「仮想通貨」も暗号資産に変更されます。この資金決済法等改正法は、公布の日（令和元年6月7日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています（資金決済法等改正法附則1）。

② 仮想通貨につき選定をすることができる評価の方法

期末仮想通貨の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末仮想通貨につき次のイ又はロの方法のうちいずれかの方法によってその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもってその期末仮想通貨の評価額とする。

イ 総平均法

仮想通貨をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年1月1日において有していた種類を同じくする仮想通貨の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする仮想通貨の取得価額の総額との合計額をこれらの仮想通貨の総数量で除して計算した価額をその1単位当たりの取得価額とする方法をいいます。

ロ 移動平均法

仮想通貨をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、当初の1単位当たりの取得価額が、再び種類を同じくする仮想通貨の取得をした場合にはその取得の時に有する仮想通貨とその取得をした仮想通貨との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によって改定されたものとみなし、以後種類を同じくする仮想通貨の取得をする都度同様の方法により1単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年12月31日から最も近い日において改定されたものとみなされた1単位当たりの取得価額をその1単位当たりの取得価額とする方法をいいます。

(注) 上記イ及びロの取得には、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合におけるその取得を含みません(所令119の2②)。例えば、仮想通貨の中には、現金との交換ができず、他の特定の仮想通貨との交換のみができるものがありますが、このような仮想通貨の購入若しくは売却又は他の仮想通貨との交換をしようとする際に一時的に必要な他の特定の仮想通貨の取得については、上記の評価額の計算をする必要はありません。

③ 仮想通貨の評価の方法の選定手続

仮想通貨の評価の方法は、その種類ごとに選定しなければならないこととされています。また、居住者は、仮想通貨の取得をした場合(その取得をした日の属する年の前年以前においてその仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨につき届出をすべき場合を除きます。)には、同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨につき、上記②の評価の方法(総平均法又は移動平均法)のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません(所令119の3①②)。

(注1) 平成31年4月1日時点で仮想通貨を有する場合には、同日にその仮想通貨を取得したものとみなして、上記の選定手続を行うこととする経過措置が設けられています(改正所令附則4)。つまり、同日時点で所有している仮想通貨の評価の方法の選定については、令和元年分の所得税に係る確定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に届出を行うこととなります。

(注2) 上記の取得には、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合におけるその取得を含みません(所令119の3③、119の2②)。

④ 仮想通貨の評価の方法の変更手続

イ 居住者は、仮想通貨につき選定した評価の方法(その評価の方法を届け出なかった者がよるべきこととされている下記⑤の法定評価方法を含みます。)を変更しようとする場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならないこととされています。この承認を受けようとする者は、その新たな評価の方法を採用しようとする年の3月15日までに、その旨、変更しようとする理由その他の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています(所令119の4①②、101②)。

ロ 税務署長は、上記イの申請書の提出があった場合において、その申請書を提出した居住者が現によっている評価の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は変更しようとする評価の方法によってはその者の各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができることとされています(所令119の4②、101③)。

ハ 税務署長は、上記イの申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知することとされました。なお、その年12月31日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかった場合には、同日においてその承認があったものとみなされます(所令119の4②、101④⑤)。

⑤ 仮想通貨の法定評価方法

仮想通貨の法定評価方法は、上記②イの総平均法により算出した取得価額による評価の方法です(所令119の5①)。なお、税務署長は、居住者が仮想通貨につき選定した評価の方法(その評価の方法を届け出なかった居住者がよるべきこととされている法定評価方法を含みます。)により評価しなかった場合において、その居住者が行った評価の方法がその居住者の選定した評価の方法以外の上記②の評価の方法に該当し、かつ、その行った評価の方法によってもその居住者の各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算を適正に行うことができると認めるときは、その行った評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができることとされています(所令119の5②)。

⑥ 仮想通貨の取得価額

イ 上記②の仮想通貨の評価額の計算の基礎となる仮想通貨の取得価額は、下記ロの場合を除き、次の仮想通貨の区分に応じ次に定める金額とされて

います（所令119の6①）。

- (イ) 購入した仮想通貨……その購入の代価（購入手数料その他その仮想通貨の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
 - (ロ) 上記(イ)の仮想通貨以外の仮想通貨……その取得の時ににおけるその仮想通貨の取得のために通常要する価額
 - (ハ) いわゆる死因贈与、相続又は包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈により取得した仮想通貨……被相続人の死亡の時ににおいて、被相続人がその仮想通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額
 - (ニ) 著しく低い価額の対価による譲渡により取得した仮想通貨……その譲渡の対価の額と実質的に贈与をしたと認められる金額との合計額
- ロ 居住者が仮想通貨信用取引（資金決済に関する法律に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいいます。以下同じです。）の方法による仮想通貨の売買を行い、かつ、仮想通貨信用取引による仮想通貨の売付けと買付けとにより仮想通貨信用取引の決済を行った場合には、その売付けに係る仮想通貨の取得に要した経費としてその者のその年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、上記②から⑤まで及び上記イにかかわらず、仮想通貨信用取引においてその買付けに係る仮想通貨を取得するために要した金額とされています（所令119の7）。すなわち、仮想通貨信用取引による仮想通貨の売買については、その原価の計算を同じ種類の他の仮想通貨と区分して個別原価により行うこととされ、上記②の評価の方法による評価は行わないこととなります。

(2) その他の所要の整備

上記(1)の改正に伴い、次の制度についてそれぞれ次のとおり所要の整備が行われました。

① 棚卸資産の範囲

- イ 所得税法上の棚卸資産は、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除きます。）で棚卸しをすべきものとして一定のものをいうこととされています（旧所法2①十六、所令3）
- ロ 今回の改正により、この棚卸資産の範囲から仮想通貨を除くこととされ、仮想通貨は所得税法上の棚卸資産に該当しないこととされました（所法2①十六）。これにより、仮想通貨については、低価法や最終仕入原価法等の棚卸資産に固有の期末評価方法を適用することができないこととなります。

② 固定資産の範囲

イ 所得税法上の固定資産は、土地（土地の上に存する権利を含みます。）
減価償却資産、電話加入権その他の資産（山林を除きます。）で
一定のものをいうこととされています（所法2①十八、旧所令5）。

ロ 今回の改正により、この固定資産の範囲から仮想通貨を除くこととさ
れ、仮想通貨は所得税法上の固定資産に該当しないことが明確化されまし
た（所令5）。これは、国際会計基準審議会において仮想通貨の無形資産
への該当性の議論がされたことを踏まえ、仮想通貨が固定資産に該当しな
いことが明確化されたものです。

③ 棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入

イ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる事由により居住者の有する棚卸資産（事業所得の
基因となる山林その他棚卸資産に準ずる資産として一定のものを含みま
す。以下同じです。）の移転があった場合には、それぞれ次の(イ)又は(ロ)に
定める金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分
の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入すること
とされています（所法40①）。また、次の(イ)又は(ロ)に掲げる事由により取
得した棚卸資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金
額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次の(イ)に掲げる
事由により取得した棚卸資産は次の(イ)に定める金額をもって取得したもの
と、次の(ロ)に掲げる事由により取得した棚卸資産は次の(ロ)に掲げる譲渡の
対価の額と実質的に贈与をしたと認められる金額との合計額をもって取得
したものと、それぞれみなされます（所法40②）。

(イ) 贈与（いわゆる死因贈与を除きます。）又は遺贈（包括遺贈及び相続
人に対する特定遺贈を除きます。）……その贈与又は遺贈の時ににおける
その棚卸資産の価額

(ロ) 著しく低い価額の対価による譲渡……その対価の額とその譲渡の時に
におけるその棚卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認めら
れる金額

(注) 上記の「棚卸資産に準ずる資産として一定のもの」とは、次の資産
をいうこととされています（所令81、86、旧所令87）

1 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る棚卸資産
に準ずる資産

2 減価償却資産で使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10
万円未満のもの（いわゆる少額の減価償却資産。なお、取得価額が
10万円未満であるもののうち、その者の業務の性質上基本的に重要
なものを除きます。）

3 減価償却資産で取得価額が10万円以上20万円未満であるもので一
括償却資産として必要経費に算入されたもの（その者の業務の性質

上基本的に重要なものを除きます。)

4 事業所得の基因となる有価証券

- ロ 今回の改正により、上記イの「棚卸資産に準ずる資産として一定のもの」の範囲に仮想通貨を加えることとされました。具体的には、仮想通貨の上記イ(イ)又は(ロ)に掲げる贈与や譲渡があった場合には、その時の時価相当額や実質的に贈与をしたと認められる金額を事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされ、その贈与や譲渡により取得した仮想通貨をその後譲渡した場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その贈与により取得した仮想通貨は上記イ(イ)に掲げる贈与の時ににおける時価相当額をもって取得したものと、その譲渡により取得した仮想通貨は上記イ(ロ)に掲げる譲渡の対価の額と実質的に贈与をしたと認められる金額との合計額をもって取得したものと、それぞれみなすこととされました(所令87)。

2 適用関係

上記の改正は、令和元年分以後の所得税について適用されます(改正法附則3、改正所令附則2)。

【新設】

(一時的に必要な仮想通貨を取得した場合の取扱い)

48の2—1 令第119条の2第2項に規定する一時的に必要な仮想通貨を取得する場合とは、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に、その仮想通貨(種類の異なる仮想通貨との交換にあっては、その有する仮想通貨又はその種類の異なる仮想通貨)がいずれの仮想通貨交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨(以下この項において「本邦通貨等」という。)と直接交換することができないこと(種類の異なる仮想通貨との交換にあっては、その有する仮想通貨とその種類の異なる仮想通貨とが直接交換することができないことを含む。)から、本邦通貨等(種類の異なる仮想通貨との交換にあっては、その種類の異なる仮想通貨)と直接交換することが可能な他の仮想通貨を介在して取引を行うため、一時的に当該他の仮想通貨を有することが必要となる場合をいうことに留意する。

この場合において、一時的に必要な仮想通貨の譲渡原価の計算における取得価額は、個別法(当該仮想通貨について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。)により算出することに留意する。

【新 設】

(仮想通貨の種類)

48の2-2 令第119条の3第1項に規定する仮想通貨の評価の方法の選定に当たっては、名称の異なる仮想通貨は、それぞれ種類の異なる仮想通貨として区分することに留意する。

【新 設】

(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)

48の2-3 47-16の2は、仮想通貨の評価の方法について変更承認申請書の提出があった場合における令第119条の4第2項の規定の適用について準用する。

【新 設】

(仮想通貨の取得価額)

48の2-4 仮想通貨を売買した場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、法第37条第1項及び第48条の2の規定に基づいて計算した金額となるのであるが、仮想通貨の売買による収入金額の100分の5に相当する金額を仮想通貨の取得価額として事業所得の金額又は雑所得の金額を計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。

(信用取引等に係る所得の帰属時期)

23～35 共-10 信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の方法による株式又は公社債の売買から生ずる所得及び令第119条の7に規定する仮想通貨信用取引(以下36・37共-22において同じ。)の方法による仮想通貨(法第48条の2第1項に規定する仮想通貨をいう。以下36・37共-22及び第48条の2関係において同じ。)の売買から生ずる所得は、これらの取引の決済の日の属する年分の所得とする。

Ⅲ 所得税法第203条の3（徴収税額）関係（公的年金等に係る源泉徴収の改正）

【税制改正の概要】

1 改正の内容

(1) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の改正

公的年金等（「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出をすることができないものを除きます。以下同じです。）に係る源泉徴収について、公的年金等の支払を受ける居住者でその公的年金等について「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していないものに対し、その公的年金等の支払者が支払う公的年金等について源泉徴収すべき税額は、公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の額の月割額（その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）に公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5%の税率を乗じて計算することとされました（所法203の3 四～六）。具体的には、次のとおりとなります。

$$\left[\text{公的年金等支給額} - \left(\begin{array}{l} \text{基礎的控除} \\ \text{控除額} \times \text{月数} - \text{調整額} \times \text{月数} \end{array} \right) \right] \times 5\% = \text{源泉徴収税額}$$

（注1） 基礎的控除額及び控除調整額については、改正前と同じです。

（注2） 上記の「最低保障額」は、改正前の基礎的控除額のうち「90,000円」又は「135,000円」となります。

(2) 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の改正

① 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の位置づけの改正

上記(1)の改正に伴い、公的年金等の受給者全員に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出義務を課する必然性はなくなったことから、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、人的控除額の控除の適用を受けるために提出する申告書とされました（所法203の6 ①）。

（注） 改正前の制度においては、年金支払者（源泉徴収義務者）において正しい源泉徴収税額の計算を行うために、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が義務となっていました（旧所法203の5 ①）。これは、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が提出されない場合には、年金支払者が源泉徴収においてどの人的控除を適用すべきか判断できないことから、全ての人的控除を適用せず、高い税率を適用することで「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出を誘導し、結果として、正しい税額による源泉徴収が行われることを意図していたものと考えられます。

② 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載事項の改正

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載事項について、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合におけるその人数の記載を要しないこととされました（所法203の6①五）。なお、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合におけるその旨、その者の氏名及び個人番号並びにその該当する事実の記載は引き続き必要となります。

③ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」への押印の改正

公的年金等の支払を受ける居住者が提出する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」については、その居住者の押印に代えて、その者の自署によることができることとされました（所法203の6④）。

2 適用関係

上記の改正は、令和2年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については従前どおりとされています（改正法附則11）。

（公的年金等を併給する場合の税額の計算）

203の3—1 法第203条の2（(源泉徴収義務)）に規定する公的年金等の支払者が、一の受給者に対し種類の異なる2以上の公的年金等を支給する場合（法第203条の3第7号に掲げる公的年金等と同条第1号から第6号までに掲げる公的年金等を併せて支給する場合を除く。）の法第203条の3の規定の適用に当たっては、当該2以上の公的年金等の金額の合計額を基礎として公的年金等の金額及び当該公的年金等に係る控除額の計算（当該2以上の公的年金等が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める方法により計算）を行うものとする。

ただし、この場合において、当該2以上の公的年金等が、それぞれ異なる法律に基づくもので、かつ、当該2以上の公的年金等が相互に関連又は補完関係を有しないことなどにより支払に関する事務及び支払がそれぞれ別に行われている場合には、同条第3号又は第6号に掲げる公的年金等を除き、当該2以上の公的年金等の別に計算して差し支えないものとする。

(1) 一の受給者に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、法第203条の3第1号に掲げる公的年金等と同条第2号に掲げる公的年金等又は同条第4号に掲げる公的年金等と同条第5号に掲げる公的年金等に該当する場合（(2)に該当する場合を除く。） 当該公的年金等の金額の合計額をそれぞれ同条第1号又は第4号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。

- (2) 一の受給者（令第319条の6第2項第1号イからハまでに規定する退職年金又は旧職域加算年金給付の受給者を除く。）に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、同条第1項第1号ハからホまでに規定する退職共済年金と厚生年金保険法第32条第1号に掲げる老齢厚生年金に該当する場合 当該公的年金等の金額の合計額を法第203条の3第2号又は第5号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。

（新旧公的年金等の差額等に対する税額の計算）

203 の3—2 公的年金等の改定、裁定等が既往に遡って実施されたため、既往の期間に対応して支払われる公的年金等に対する法第203条の3の規定の適用に当たっては、次に掲げる公的年金等の区分に応じそれぞれ次によるものとする。

- (1) 公的年金等の支給の基礎となる法令、契約又は規程（以下この(1)において「法令等」という。）の改正又は改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧公的年金等の差額

イ 新旧公的年金等の差額の収入すべき日（36—14の(1)のロに掲げる日をいう。以下この(1)において同じ。）の属する月が支払期月（法令等により定められた支払を行うべき月をいう。以下この項において同じ。）と同一である場合には、当該差額を当該支払期月に支払うこととなる公的年金等の金額に加算する。

ロ 新旧公的年金等の差額の収入すべき日の属する月と支払期月とが異なる場合には、当該差額を当該収入すべき日の属する月の直前又は直後の支払期月（当該収入すべき日の属する年の支払期月に限る。）に支払うこととなる公的年金等の金額に加算する。

（注）新旧公的年金等の差額が、当該収入すべき日の属する月の翌月以後において支払われる場合（当該収入すべき日の属する年に支払われる場合に限る。）には、その支払をする月を当該収入すべき日の属する月として上記イ又はロを適用して差し支えない。

- (2) 裁定、改定等の遅延、誤びゅう等により既往に遡って支払われる公的年金等

イ 当該公的年金等は、その支給額の計算の対象とされた期間に係る各々の支払期月の公的年金等とする。この場合において、法第203条の3第1号、第2号又は第3号の規定による控除額は、当該公的年金等の収入すべき日（36—14の(1)のイに掲げる日をいう。以下この(2)において同じ。）において提出されている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（新規裁定の場合には、当該公的年金等の支払をする日の前日までに提出された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に基づいて計算する。

ロ 上記の場合において、当該公的年金等が改定等に伴う新旧公的年金等の差額である場合には、上記のイの方法に代え、同一月割額グループ(当該差額の収入すべき日の属する年の異なるごとに、かつ、当該新旧公的年金等の改定等後及び改定等前の月割額の異なるごとに区分されたグループをいう。以下このロにおいて同じ。)別に、次の算式により計算して差し支えない。

[算式]

(A)	(B)	
$\left\{ \begin{array}{l} \text{同一月割額グループにおける改定等後の公的年金等の月割額(a)×同一月割額グループに係る支給対象月数(b)} \end{array} \right.$	$- \left\{ \begin{array}{l} \text{(a)の金額を基に法第203条の3第1号から第6号までの規定により計算した控除額×(b)} \end{array} \right.$	$\left. \begin{array}{l} \times 5\% \\ (10\%) \end{array} \right\}$
(C)	(D)	
$- \left\{ \begin{array}{l} \text{同一月割額グループにおける改定等前の公的年金等の月割額(c)×(b)} \end{array} \right.$	$- \left\{ \begin{array}{l} \text{(c)の金額を基に法第203条の3第1号から第6号までの規定により計算した控除額×(b)} \end{array} \right.$	$\left. \begin{array}{l} \times 5\% \\ (10\%) \end{array} \right\}$

- (注) 1 { } 内の金額が赤字となる場合には、0とする。
- 2 (B)又は(D)における法第203条の3第1号、第2号又は第3号の規定による控除額の計算については、(2)のイの取扱いに準ずる。
- 3 法第203条の3第3号又は第6号に掲げる公的年金等について、(A)-(B)又は(C)-(D)の残額が162,500円×(b)の金額を超える場合には、その超える部分の金額に税率10%を適用して計算する。

(給与所得者の扶養控除等申告書に係る取扱いの準用)

203 の 6—1 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下この項において「申告書」という。）の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置、申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収、確定所得申告に係る取扱いの準用、申告書の期限後提出、申告書に記載する扶養親族等の判定については、194～198 共—1 から 194～198 共—3 まで、194・195—1 及び 194・195—3 の取扱いに準ずる。

(公的年金等を併給する場合の源泉徴収を要しない金額の判定)

203 の 7—1 法第 203 条の 2 ((源泉徴収義務))に規定する公的年金等の支払者が、一の受給者に対し種類の異なる 2 以上の公的年金等を支給する場合において、その年中に支払うべき公的年金等の額が、法第 203 条の 7に規定する「政令で定める金額」に満たないかどうかは、203 の 3—1 により判定する。

【新 設】

附 則

(経過的取扱い(1))

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達（以下「新基本通達」という。）は、この附則に別段の定めのあるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 95 号）及び所得税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年財務省令第 6 号）（以下「改正法等」という。）による改正後の所得税法、所得税法施行令及び所得税法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の所得税法、所得税法施行令及び所得税法施行規則の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

(経過的取扱い(2))

新基本通達の 23～35 共—6(1) (イ (注) 及びロ (注) の部分に限る。) の取扱いは、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 21 号）の施行の日から適用する。

(経過的取扱い(3))

新基本通達の 194～198 共—1 及び 195 の 3—1 の取扱いは、令和 2 年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税に係るこの法令解釈通達による改正前の所得税基本通達の 194～198 共—1 の取扱いについては、なお従前の例による。

**令和元年度税制改正に伴う
租税特別措置法通達（所得税）の主な改正事項について**

I 措置法第11条(特定設備等の特別償却)関係

【税制改正の概要】

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、次の表の指定期間内に、同表の特定設備等の取得等をして、これをその個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年において、その特定設備等の取得価額の同表の特別償却割合相当額の特別償却（その事業の用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法11①②）。

	特定設備等の区分	特別償却割合	指定期間
(1)	公害防止用設備 (指定物質回収設備)	8%	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日
(2)	① ②以外の外航船舶及び内航船舶	16%	平成29年4月1日 (内航船舶は、平成 27年4月1日)～ 平成31年3月31日
	② 外航日本船舶及び高度環境負荷 低減内航船舶	18%	
(3)	自動車教習用貨物自動車	20%	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日
(4)	再生可能エネルギー発電設備等	20%	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日

(注1) 上記(1)及び(3)に係る措置の対象者は、中小事業者とされています（旧措法11①表一・三）。

(注2) 上記の「外航船舶」とは、海洋運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす国際総トン数が1万トン以上のものをいいます（旧措法11①表二、旧措令5の8③⑩、旧平27.3国土交通告473）。

(注3) 上記の「内航船舶」とは、沿海運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす総トン数300トン以上のものをいいます（旧措法11①表二、旧措令5の8③⑩、旧平27.3国土交通告473）。

(注4) 上記の「高度環境負荷低減内航船舶」とは、上記（注3）の内航船舶のうち環境への負荷の著しい低減に係る要件を満たすもの（いわゆるスー

パーエコシップ等)をいいます(旧措法11①表二、旧措令5の8④⑩、旧平27.3国土交通告473)。

(注5) 上記の「自動車教習用貨物自動車」とは、指定自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業の用に供される道路交通法第3条の準中型自動車であって専ら貨物を運搬する構造のもののうち一定の要件を満たすものをいいます(旧措法11①表三、旧措令5の8⑤⑩、旧昭48.5大蔵告69別表3)。

(注6) 上記の「再生可能エネルギー発電設備等」とは、再生可能エネルギー利用資産のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして一定の要件を満たすものをいいます(旧措法11①表四、旧措令5の8⑥⑫、平30.3経済産業告69)。

2 改正の内容

(1) 公害防止用設備の特別償却制度の廃止

上記1(1)の公害防止用設備の特別償却制度は、適用期限(平成31年3月31日)の到来をもって廃止されました(旧措法11①表一、旧措令5の8①⑧⑩、旧昭48.5大蔵告69別表1)。

(2) 船舶の特別償却制度の見直し

① 外航船舶に係る特別償却割合等の見直し

イ 特定先進船舶に該当する外航船舶に係る特別償却割合の引上げ

特定船舶のうち海上運送業を営む個人の海上運送法第39条の14に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶の導入に関するものに限り、)に記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資する船舶に限り、)以下「特定先進船舶」といいます。)に該当する外航船舶に係る特別償却割合が、その外航船舶の次の区分に応じそれぞれ次のとおり引き上げられました(措法11①表二中欄イ)。

(イ) 日本船舶に該当する特定先進船舶……20%(改正前:18%)

(ロ) 日本船舶に該当しない特定先進船舶……18%(改正前:16%)

(注1) 上記の「特定船舶」とは、海洋運輸業を営む個人の事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶をいい、上記の「海洋運輸業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいい、上記の「先進船舶」とは、海上運送法第39条の10第1項に規定する先進船舶をいい、上記の「外航船舶」とは、本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいい、上記の「日本船舶」

とは、船舶法第1条に規定する日本船舶をいいます（措法11①表二、措令5の8③④⑩）。

(注2) 上記の「環境への負荷の低減に著しく資する船舶」は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して告示指定するものとされています（措法11①表二中欄イ、措令5の8⑤⑩、平27.3国土交通告473二、平29.9国土交通告886・2ニイ～ト）。

ロ 特定先進船舶に該当しない外航船舶に係る特別償却割合の引下げ

特定先進船舶に該当しない外航船舶に係る特別償却割合が、その外航船舶の次の区分に応じそれぞれ次のとおり引き下げられました（措法11①表二中欄ロ）。

(イ) 日本船舶に該当する外航船舶…… 17%（改正前：18%）

(ロ) 日本船舶に該当しない外航船舶…… 15%（改正前：16%）

ハ 環境負荷低減に係る要件の見直し

環境への負荷の低減に資する外航船舶の要件について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の26第1項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶の二酸化炭素放出抑制指標（以下「EEDI」といいます。）の値に係る要件におけるEEDIの削減率が引き上げられました（平27.3国土交通告473別表1②③）。

② 内航船舶における環境負荷低減に係る要件の見直し

環境への負荷の低減に資する内航船舶の要件について、船首方位制御装置の船舶への搭載が、一定の推進関係機器等との選択からその推進関係機器等とは別に必須とされました（平27.3国土交通告473別表2①四、②二）。

③ 適用期限の延長

この措置の適用期限が、令和3年3月31日まで2年延長されました（措令5の8⑥⑪、平31.3財務告96二）。

(3) 自動車教習用貨物自動車の特別償却制度の廃止

上記1(3)の自動車教習用貨物自動車の特別償却制度は、適用期限（平成31年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法11①表三、旧措令5の8⑤⑧⑩、旧昭48.5大蔵告69別表3）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(3)の改正は、個人が平成31年4月1日前に取得等をした減価償却資産については従前どおりとされています（改正法附則32①）。

(2) 上記2(2)①イ及びロの改正は、個人が平成31年4月1日以後に取得等をする減価償却資産について適用し、個人が同日前に取得等をした減価償却資産につ

いては従前どおりとされています（改正法附則32①②）。

- (3) 上記2(2)①ハ及び②の改正は、平成31年4月1日から施行されています（平31.3国土交通告494附則）。

（特別償却の対象となる特定設備等）

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11—4までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

(1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。

(2) 当該特定設備等について措置法令第5条の8第6項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

※ 下線部分は改正箇所

（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）

11—4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第7項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、措置法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

（海洋運輸業又は沿海運輸業の意義）

11—5 措置法令第5条の8第3項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

（注） 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類（総務省）の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。

【廃止】

（取得価額の判定単位）

11—6 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の

1台又は1基の取得価額が600万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

【廃止】

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11-7 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が600万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

【廃止】

(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)

11-8 昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号の別表一に定める機械その他の減価償却資産で、建物、構築物又は機械及び装置(以下この項において「建物等」という。)の一部を構成するものを取得し、これを従来から所有している建物等に新たに設置した場合にも、その取得した機械その他の減価償却資産については、措置法第11条第1項の表の第1号に掲げる機械その他の減価償却資産として、同条の規定による特別償却ができることに留意する。

【廃止】

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11-9 個人が措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定設備等の取得又は製作若しくは建設(以下第11条関係において「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

【廃止】

(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)

11-10 措置法第11条第1項の適用上、次に掲げる減価償却資産については、同項の表の第1号の中欄に規定する「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなっ

たもの」には該当しないものとするができる。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の8第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう、以下この項において同じ。)
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

【廃止】

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11—12 個人が措置法第11条第1項の表の第3号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

【廃止】

(指定自動車教習所を設置するものであるかどうかの判定の時期)

11—13 個人が措置法第11条第1項の表の第3号の上欄に規定する「指定自動車教習所として指定された…自動車教習所を設置するもの」に該当する個人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

【新設】

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の2—1 11—2及び11—3の取扱いは、措置法第11条の2第2項の規定を適用する場合について準用する。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の3—9 11—2及び11—3の取扱いは、措置法第11条の3第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、」及び「は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。

II 措置法第41条(住宅借入金等を有する場合の所得税等の特別控除)関係

【税制改正の概要】

1 改正の内容

(1) 消費税率引上げによる住宅に係る駆け込み・反動減対策のための控除期間の特例

住宅については、需要変動の平準化の観点から、消費税率引上げ後の購入にメリットが出るよう、税制・予算両面の対策が検討されました。このうち税制面では、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン税額控除の控除期間を現行の10年間から13年間へと3年延長することとされました。その際、消費税率2%引上げの負担に着目し、延長する3年間で消費税率引上げ分にあたる「建物購入価格の2%」の範囲で更なる減税を行う仕組みとされました。

なお、今回は、予算措置として「すまい給付金の拡充」や「次世代住宅ポイント制度の創設」も行うこととされましたが、これらは、住宅ローン税額控除が実際の住宅価格やローン負担額に応じて減税額が決まるきめ細かな仕組みである反面、納税額以上に負担軽減の効果を及ぼすことがないという限界があるのに対し、「すまい給付金」は、納税額が少なく住宅ローン減税の効果が及びにくい所得層も負担軽減が図られるものであり、今回は、消費税率引上げの負担増を踏まえ、給付額の引上げ等を行うこととされました。また、「次世代住宅ポイント制度」については、省エネ性等の基準を満たす住宅について商品と交換可能なポイントを付与する制度であり、良質な住宅の購入等を後押しするものとなっています。

このように3つの制度が併せて措置されることにより、全体として、住宅に係る需要変動の平準化について万全を期す対策とされたところです。

今回の改正による税制上の措置は、次の3つの区分に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

イ 制度の概要

改正前の住宅ローン税額控除は、控除期間が10年間とされていますが、この改正後の制度は、消費税率10%が適用される一定の期間内の住宅の取得等に限り、控除期間が3年間延長され13年間となります。なお、適用年の1年目から10年目までの各年の住宅ローン税額控除については、改正前と同様の金額を控除できるとされています。

ロ 特別特定取得

個人の住宅の取得等をした家屋の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額の全額が、10%の税率により課されるべき消費税額等合計額である場合の住宅の取得等をいいます(措法41⑭)。以下同じです。

(注) 上記の「消費税額等合計額」とは、消費税額及び地方消費税額の合計

額に相当する額をいいます。以下同じです。

ハ 控除限度額

今回の措置は、消費税率2%の引上げによる負担増に着目して行われたものであり、消費税率2%引上げ分を減税額の上限とするため、この控除限度額が設定されています。具体的には、住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額からその住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額を控除した残額として一定の金額（その金額が4,000万円を超える場合には、4,000万円）に2%を乗じて計算した金額を3で除して計算した金額とされています（措法41^⑮）。

(注1) 上記の「一定の金額」とは、住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額（その家屋のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、その住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に、家屋の区分に応じ定める割合を乗じて計算した金額。）からその住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額を控除した残額とされています（措令26^⑯）。

(注2) 住宅ローン税額控除額の計算においては、住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等（措法70の2、70の3）の適用を受ける場合にはその住宅の取得等の対価の額又は費用の額から補助金等の額又はその適用を受けた住宅取得等資金の額を控除することとされていますが（措令26^⑰）、この控除限度額における「住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額」からは補助金等の額又はその適用を受けた住宅取得等資金の額を控除しないこととされています。

(注3) 控除限度額の計算における上記の「住宅の取得等」には、土地等の取得は含まれません。

(2) 二以上の住宅の新築取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算の改正

「二以上の住宅の新築取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の住宅ローン税額控除額の計算」について、上記(1)の改正に伴う所要の整備が行われました。改正前の計算の考え方を変更するものではなく、特別特定住宅借入金等、認定特別特定住宅借入金等及び再建特別特定住宅借入金等のそれぞれごとの税額控除額の計算方法を追加するとともに、これらも含めた合計額をその年の住宅ローン税額控除額とすることとされました（措法41の2^⑱本文、震災税特法13の2^⑲本文、^⑳本文）。

また、特別特定住宅借入金等、認定特別特定住宅借入金等及び再建特別特定住宅借入金等のそれぞれごとの最大控除額の計算方法を追加するとともに、これらも含めたその年において一番大きい額を控除限度額とすることとされました（措法41の2①ただし書、②、震災税特法13の2⑤ただし書、⑥、⑦ただし書、⑧）。

(注) 二以上の住宅の新築取得等をし、かつ、これらの住宅の新築取得等をした家屋の居住日が同一の年に属するものがある場合にはその居住日が同一の年に属する住宅の新築取得等を一の住宅の新築取得等として「二以上の住宅の新築取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の住宅ローン税額控除額の計算」を行うこととされています（措法41の2③、震災税特法13の2⑨）。

(3) 住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書の改正

「住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書」の記載事項は、次の事項とすることが法令上、明確化されました（措令26の3③、26の4、震災税特令15②④、15の2⑤）。

- ① 居住の用に供した年月日
- ② 住宅の新築取得等に係る対価の額又は費用の額
- ③ 家屋の床面積のうちに住居の用に供する部分の床面積の占める割合又は増改築等に要した費用の額のうちに住居の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合及び土地の面積のうちに住居の用に供する部分の面積の占める割合
- ④ 特定取得に該当するものである場合には、その旨
- ⑤ 認定住宅の住宅ローン税額控除又は特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用を受けた場合には、その旨
- ⑥ 一般の住宅ローン税額控除の適用を受けた場合又は適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び控除限度額
- ⑦ 認定住宅の住宅ローン税額控除の適用を受けた場合又は適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び認定住宅控除限度額
- ⑧ 住宅借入金等が連帯債務である場合には、その者のその負担部分の割合
- ⑨ その他参考となるべき事項

(4) 「給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書」の記載事項の改正

「給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書」について、上記(3)の改正により「住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書」の記載事項が法令上明確化されたことも踏まえ、納税者の利便性を向

上させる観点から、あえて「給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書」に記載する必要がないものと考えられる住宅の新築取得等をした年月日等の記載を要しないこととされました。具体的には、次の事項の記載を要しないこととされました（旧措規18の23①三～五、18の23の2①三～六）。

- ① 住宅の新築取得等をした年月日及びその居住の用に供した年月日
- ② 住宅の新築取得等に係る対価の額又は費用の額（増改築等をした家屋のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、その増改築等の費用の額及びその費用の額のうち居住の用に供する部分の額）
- ③ 家屋の床面積（その家屋のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、その床面積及び居住の用に供する部分の床面積）
- ④ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（措法41の3の2）の適用を受ける場合において、高齢者等居住改修工事等に要した費用の額、特定断熱改修工事等に要した費用の額又は特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額があるときの2%の控除率の対象となる工事等に要した費用の額（その工事の部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、その費用の額及び居住の用に供する部分の費用の額）

2 適用関係

- (1) 上記1(1)及び(2)の改正は、平成31年4月1日から施行されています（改正法附則1）。
- (2) 上記1(3)の改正は、居住日の属する年分（令和元年から令和3年までの各年分に限り、）又はその翌年以後の適用期間のいずれかの年分の所得税につき住宅ローン税額控除の適用を受けた個人に対し令和2年10月1日以後に交付する証明書について適用し、同日前に交付した証明書及び居住日の属する年分（平成30年以前の各年分に限り、）又はその翌年以後の適用期間のいずれかの年分の所得税につき住宅ローン税額控除の適用を受けた個人に対し令和2年10月1日以後に交付する証明書については従前どおりとされています（改正措令附則14、改正震災税特令附則3、4）。
- (3) 上記1(4)の改正は、平成31年4月1日以後に提出する「給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書」について適用し、同日前に提出した「給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書」については従前どおりとされています（改正措規附則8）。

(居住の用に供した場合)

41—1 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋（以下第41条関係において「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得若しくは同条第10項に規定する認定住宅（以下第41条関係において「認定住宅」という。）の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下第41条関係において「新築等」という。）又は同条第1項に規定する増改築等（以下第41条関係において「増改築等」という。）をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41—5までにおいて同じ。）をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41—2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) その家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年（以下この項において「居住年」という。）以後10年以内（居住年が平成11年若しくは平成12年である場合、居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には15年以内とし、居住日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間内で同条第13項又は第16項の規定を適用する場合には13年以内とする。）に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修

工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第29項の規定の適用があることに留意する。

(居住の用に供しなくなった場合)

41—3 措置法第41条第23項及び第26項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、新築等又は増改築等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、同条第23項及び第26項に規定する給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41—4 措置法第41条第23項及び第26項に規定する「再びその者の居住の用に供した」とは、新築等又増改築等をした者が現に再び当該家屋を居住の用に供したことをいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族が再びその居住の用に供したときで、同条第23項及び第26項に規定する「給与等の支払者からの転任命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(家屋の床面積)

41—10 措置法令第26条第1項第1号及び第29項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

(区分所有する部分の床面積)

41—11 措置法令第26条第1項第2号及び第29項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

41—12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第29項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

(1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号又は第29項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。

(2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

(繰上返済等をした場合)

41—19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務（以下第41条関係において「住宅借入金等」という。）、同条第6項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41—22において「特例住宅借入金等」という。）、同条第10項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（以下第41条関係において「認定住宅借入金等」という。）、同条第13項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41—22において「特別特定住宅借入金等」という。）又は同条第16項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41—22において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用がある場合があることに留意する。

(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)

41—21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第30項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

(1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額

(2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額(当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。)の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の利用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41—22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅借入金等の金額の合計額、同条第13項に規定するその年12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額及び同条第16項に規定するその年12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高、認定住宅借入金等の金額の残高、特別特定住宅借入金等の金額の残高又は認定特別特定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)の「年末残高」欄は、41—31により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(家屋の取得対価の額の範囲)

41—24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
- (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第29項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額
- (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額

(注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息(遅延利息を含む。)や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

(補助金等)

41—26の2 措置法第41条第18項並びに措置法令第26条第5項及び第23項に規定する補助金等(以下41—26の4までにおいて「補助金等」という。)は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。
2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。
3 41—24から41—26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(災害の意義)

41—29の2 措置法第41条第29項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)

41—29の3 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第29項に規定する従前家屋(41—29の5において「従前家屋」という。)に該当することに留意する。

(災害により居住の用に供することができなくなった場合)

41—29の4 措置法第41条第29項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。

したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

(登記事項証明書)

41—29の5 措置法規則第18条の21第9項第1号へに規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。